

令和3年(モ)第51506号 保全異議申立事件

(基本事件: 令和3年(ヨ)第978号仮処分命令申立事件)

決 定

5

債 権 者 桑 原 久 夫

債 権 者 渡 辺 哲 三

債権者ら代理人弁護士 藤 井 裕 子

同復代理人弁護士 阿 部 克 臣

10 東京都江東区豊洲4-8-13

債 务 者 豊 洲 町 会

同 代 表 者 会 長 佐 伯 浩

同 代 理 人 弁 護 士 山 岸 純

主 文

- 15 1 上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第978号仮処分命令申立事件について、同裁判所が同年5月21日にした仮処分決定を認可する。
- 2 申立費用は債務者の負担とする。

理 由

第1 申立の趣旨

- 20 1 債権者らと債務者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第978号仮処分命令申立事件について、同裁判所が同年5月21日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者らの上記仮処分命令の申立てをいずれも却下する。

第2 事案の概要

- 本件は、権利能力なき社団である債務者の会計監査に選任された債権者らが、改
25 正後の債務者の会則に基づいて債務者から罷免されるなどしたところ、当該改正が
決定された債務者の総会決議は無効であると主張して、債権者らがそれ引き続

き会計監査の地位にあることを仮に定めることとともに、同改正前の会則に基づく選挙の施行後、定期総会前に、債権者らに債務者の会計監査をさせることを求めた事案である。

当庁は、債権者らの申立てを相当と認めて仮処分決定をしたところ、債務者がこれを不服として保全異議を申し立てた。

1 前提事実

以下の事実は当裁判所に顯著、若しくは当事者間に争いがなく、又は各項掲記の疎明資料及び審尋の全趣旨から容易に一応認められる。

(1) 当事者ら

債務者は、昭和24年に設立された権利能力なき社団であり、債権者らはいずれもその会員である。

(2) 債権者らの会計監査就任

債務者においては、平成31年3月4日、当時の「豊洲町会会則」（甲1。以下「改正前会則」という。）及び「豊洲町会選挙規定」（甲2。以下「選挙規定」という。）の規定に基づき、会長及び会計監査の選挙が告示され（甲27）、債権者らは、会計監査選挙に立候補した（甲28）。債権者ら以外に会計監査への立候補者はなく、令和元年5月25日、第69回定期総会において、債権者らの会計監査就任が承認された（甲3・11頁）。

なお、同時に行われた債務者の会長選挙においては、佐伯浩（以下「佐伯」という。）及び前職の会長であった小安勤（以下「小安」という。）がそれぞれ立候補し（甲28）、佐伯が144票、小安が141票を獲得したことによって、上記第69回定期総会において、佐伯の会長就任が承認された（甲3・11頁）。

(3) 第70回定期総会における会則の改正

佐伯は、令和2年5月、債務者の会長として、債務者の会員らに対し、第70回定期総会を、特定の場所に会員らが実際に参集して行う方法（以下「参集方式」という。）ではなく、会員の参集を求めず、議決権行使は書面のみによって行うこと

とする方式（以下「書面方式」という。）により開催することを告知した。佐伯は、その際の告知文書において、「6月15日の金曜日」までに議決権行使書・委任状を提出するよう求め、各議案は会員数の半数をもって承認とすること、締切までに上記書面の提出のない者、又は何の連絡もない者は、「白紙委任とみなし承認とする旨記載した（甲9）。

第70回定期総会においては、第6号議案として、債務者の会則及び選挙規定の改正が提案された（以下「本件議案」といい、同議案により提案された会則の改正を「第70回総会改正」という。）。第70回総会改正に係る会則案においては、会長は、任期末に役員会で役員による互選又は推薦により選任し、総会で報告することとされ（11条1項）、会計監査は、副会長等の他の役員と同様、会長の推薦又は地域団体の推薦を受け、現役員会で検討の上任命すること（同条2項）とし、選挙規定は令和2年3月31日付で廃止すること（41条）とされていた（甲9）。

債務者は、本件議案に関し、債務者に提出された議決権行使書及び委任状を合計すると、賛成票が250票、反対票が78票、無記入票が24票であったとして、24票の無記入票及び当時の会員数である3453人から上記投票数を控除した3101票をも「白紙委任」として賛成票とみなした上で、同議案が可決されたと判断した（以下「本件決議」という。なお、債務者は、本件保全異議手続内で再集計を行い、賛成票が266票、反対票が76票、無効票が17票であったと主張を変更した。）。

20 (4) 佐伯による債権者桑原の罷免及び新たな会計監査の任命

佐伯は、令和3年3月22日、債権者桑原久夫（以下「債権者桑原」という。）に対し、第70回総会改正後の会則11条に基づき、同人を会計監査から罷免する旨通知した。また、佐伯は、同日、債権者渡辺哲三に対しても、会計監査を継続するか辞任するか回答するよう求めた。

25 佐伯は、同月31日、第70回総会改正後の会則11条に基づき、木村ゆかり（以下「木村」という。）及び新山久美子（以下「新山」という。）をそれぞれ会計

監査に任命すること、任期はいずれも同年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とすることなどを記載した「任命書」を発行した（乙3、4）。

2 爭点

(1) 第70回総会改正の有効性

5 ア 債権者らの主張

債務者の第70回定期総会における本件決議には、次のとおり瑕疵があるから、無効である。したがって、債務者の会長である佐伯は、同改正後の会則を根拠として債権者桑原を会計監査から罷免することはできないし、選挙を経ずに木村及び新山を会計監査に任命することもできないから、債権者らは、改正前会則7条1項の規定に基づき新たな会計監査が決定するまで、同8条の規定により、会計監査の地位にある。

10 (ア) 手続上の瑕疵

a 書面方式により債務者の総会を開催することは、会則上のこれができる旨の規定がなく、そのような慣習もない以上、許されない。それにもかかわらず、第70回定期総会は、書面方式により開催されたものであるから、手続上の会則違反がある。

b 第70回定期総会の告知文書においては、議決権行使書等の提出締切が「6月15日の金曜日」とされていた。しかしながら、令和2年6月15日は月曜日であるから、締切日が不明確であり、手続上の瑕疵に当たる。

c 第70回定期総会の告知文書においては、佐伯が第70回総会改正を図った真の目的が記載されておらず、また、会則の新旧対照表も付されていなかった。しかも、同総会の手続においては、会員が議決権行使前に債務者に対して質問し、その回答を見た上で投票態度を決することが許されていなかった。さらに、本件議案については、役員会での議論も不十分であった上、債務者の豊洲町内の各マンション理事会等に事前に総会資料を交付して意見を照会する手続も取られなかった。

d 改正前会則13条では、総会は出席者の過半数をもって決する旨定められている。それにもかかわらず、第70回定期総会においては、告知文書が配られなかつた者及び議決権行使書等を提出せずに棄権した者が全て出席して議案に賛成したものと扱われたのであるから、手続上の会則違反がある。なお、本件議案について、回答者の3分の2以上が賛成したとの事実は、否認する。

5 (イ) 決議内容の瑕疵

第70回総会改正後の会則において、会長が役員会において選任されるととされ、会長以外の役員会の構成員もまた会長の推薦等に基づき役員会において決定される旨定められている点は、権利能力なき社団である債務者が従うべき多数決原理から逸脱するものである。また、改正前会則においては選挙により選任されることとされていた会計監査が、第70回総会改正後の会則では会長等の推薦を受け役員会において決定される旨定められており、この点は会計監査の独立性を失わしめるものである。

10 15 イ 債務者の主張

以下のとおり、債務者の第70回定期総会における本件決議には、債権者らの主張する瑕疵はなく、有効である。債務者の会長である佐伯は、本件決議による第70回総会改正後の会則11条に基づいて債権者桑原を会計監査から罷免し、かつ、同条に基づいて木村及び新山を会計監査に任命したものであるから、債権者らはいずれも会計監査の地位を失った。

20 (ア) 手続上の瑕疵

a 債務者は、第70回定期総会当時の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、その所在する江東区役所からの助言及び指導を踏まえて、会員の安全を守るために、同総会を書面方式により開催することとしたものである。会則に書面方式に関する明文の規定がない場合であっても、議決方法が民主的な運営として維持されている限りは、書面方式により総会を開催する

こと自体が瑕疵に該当することはないと解るべきところ、第70回定期総会では、十分な検討期間を設け、議決方法についても一義的に記載した告知文書が配布されているのであるから、かかる議決方法は民主的な運営として維持されていたというべきであり、この点において瑕疵はない。第5
70回定期総会より前の総会においても、会場での議決権行使に加え、議決権行使書又は委任状の提出により議決権を行使することも認められてきたことからも、このことは裏付けられる。

- b 改正前会則上、議決権行使書の提出期限を定めた条項はなく、日付及び曜日の誤りは手続的瑕疵に当たらない。また、債務者は、取り得る解釈のうちより長い期間である6月15日月曜日までの投票を有効投票として集計したのであるから、仮に手続的瑕疵があるとしても、投票結果に影響はなく、無効事由とはならない。
10 c 会則改正を総会に提案するに当たり、その目的を明示し、新旧対照表を作成し、各集合住宅の理事会等に意見照会をし、又は事前に役員会で十分な議論をしなければならないとする法的根拠はいずれも存在しない。また、
15 本件議案については役員会で事前に十分な議論がなされた。
d 第70回定期総会より前の総会においても、総会に出席せず、かつ、議決権行使書又は委任状を提出しなかった者は、白紙委任として、議案に賛成したものと扱う慣習があり、第70回定期総会においてもそのような取扱をしたことに瑕疵はない。仮に白紙委任を有効投票として扱わないとしても、本件議案は、回答者の3分の2以上の賛成を得て可決されたものあるから、この点が同議案に係る本件決議の効力を左右することはない。
20

(イ) 決議内容の瑕疵

権利能力なき社団である債務者においては、団体の業務を行うに当たって多数決の原則が行われている必要があるものの、代表者の選任方法自体が多数決の原則によらねばならないわけではないから、第70回総会改正後の会

則で定められた会長の選任方法には何ら瑕疵がない。また、会計監査は、会長だけでなく地域団体の推薦を受け、会長ではなく役員会が任命するものであるから、第70回総会改正後の会則においても、その独立性は失われていない。

5 (2) 可決決議による瑕疵の治癒

ア 債務者の主張

仮に、本件決議に債権者らの主張する瑕疵があり、かつ、債権者らの主張するところ「白紙委任をした者は総会で決まったことに従う。」という慣習があったとしても、本件議案については、賛成票数が反対票数を上回っており可決されたのであるから、白紙委任をした者は本件決議に従うということになり、結果として債務者の全会員の同意があることになるから、本件決議の瑕疵は治癒される。

イ 債権者らの主張

本件議案について賛成票数が反対票数を上回ったとの事実は否認する。主張は争う。

15 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の1前提事実のほか、各項掲記の疎明資料及び審尋の全趣旨から、以下の事実が一応認められる。

(1) 債務者の一般的な状況

ア 改正前会則の内容

改正前会則は、平成6年の改正によって定められたものであり、定められた区域内の居住者等をその構成員とすること（2条、19条）や、「相互扶助の精神に基づき会員相互の親睦を図り、福祉の増進並びに町内の発展に寄与すること」を目的とすること（3条）のほか、債務者に会長1名及び会計監査2名を置き（6条1号、7号）、これらについては、選挙規定により、選考委員が選任すること（7条1項）、また、会長及び会計監査を含む役員の任期は2年間とし、任期満

了後も、新役員決定までその責を負うこと（8条）などが定められていた（甲1）。なお、改正前会則7条1項に基づき定められた選挙規定では、会長及び会計監査の選出は全会員の選挙によることや、会員は誰でもかかる選挙に立候補できることなど、選挙の実施方法等が定められていた（甲2）。

5 また、同会則では、債務者の総会に関し、定期総会を会計年度終了後2か月以内に開催すること（12条1号）、会長が必要と認めた場合には臨時総会を開催できること（同条2号）、総会においては出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決すること（13条）がそれぞれ定められていたものの（甲1）、これら以外には総会に関する規定はなく、書面方式により総会を開催することの可否につき、明文の規定は存在していなかった。なお、「出席者」との文言は、議決権を行使した者を意味するものなどと解する余地もあるから、この文言を根拠として、書面方式が禁じられていると解することはできない。

10

イ 第70回定期総会より前の債務者における定期総会

債務者においては、改正前会則に従い、遅くとも平成19年以降、毎年5月下旬から6月上旬に、定期総会が開催されていた。平成30年以前の定期総会は、いずれも参考方式にて実施され、書面方式により開催されたことはなかったものの、開催通知書には「委任状」が添付されており、各会員は、総会への出席に代えて、当該総会における各議案への賛否を書面によって投票し、又は、当該会員の指定する者に投票権限等を委任することができた。この「委任状」には、委任状を提出せず、かつ、出欠の意思表示も全くない会員については、白紙委任をした取扱いとする旨記載されていた（乙5、8から20まで）。

ウ 債務者の活動内容

債務者は、盆踊り大会や餅つき大会等の行事を主催するほか、防災訓練、美化活動、防犯パトロール、交通安全運動等の活動を実施している（甲9・第1号議案）。また、債務者は、遅くとも平成31年4月以降、所在する江東区の事務の一部を請け負うなどして、同区から事務委託費等を受領している（甲9・第2号

議案別紙1枚目、同第5号議案別紙1枚目、甲40・第71回定期総会議案書5頁、乙1)。

(2) 第70回定期総会に関する事実

ア 第70回定期総会に至る経緯

5 第70回定期総会に先立つ令和2年3月28日から同年5月18日にかけて、佐伯を含む債務者の役員らの間で、通信アプリを利用して、第70回定期総会に関する協議がなされた。

10 その中で、同年3月28日、佐伯は、会長の選出方法を選挙制でなく役員会の推薦で決める互選制と改める旨の会則改正を提案するとともに、町会をよりよいものにするためには、少なくとも4年間会長職を続けることが必要であるなどとして、佐伯が2年間の任期満了後も再任されるよう、役員らの協力を求めた(甲16の1・10頁)。

15 また、同年4月3日、第70回総会改正を含む第70回定期総会の資料案に対し、債務者の副会長であった■(以下■という。)は、同改正に係る新旧対照表及び改正理由の説明を総会資料に加えるよう提案し、佐伯とのやり取りの結果、それらを■自身が作成することとなった(甲16の1・12頁)。

20 同月7日、債務者の副会長であった■は、同人が理事を務める豊洲町内の集合住宅である■の居住者から、第70回総会改正に対する反対意見が出ていることを理由として、第70回定期総会を書面方式で開催するのではなく、2か月延期した上で、合意形成することを提案した。■もこれに応じ、会則改正の内容等について、参考方式での役員会で議論することを提案した。これに対し佐伯は、これらの提案を時間稼ぎであるとして非難し、■に対し、何がしたいのかを説明するよう求めるなどした。■は、この際の佐伯の発言に反発し、副会長を辞任する旨述べた(甲16の1・13頁から14頁まで、甲44)。

イ 第70回定期総会の手続

前記第2の1前提事実(3)のとおり、第70回定期総会は書面方式で開催された。その開催告知には、同総会の第6号議案として提案された第70回総会改正の内容に関し、「豊洲町会選挙規定改正に関しましては互選（選挙をせずに町会の中から推薦で決める方法）を推奨いたします。」と紹介した上で、その提案理由として、会則及び選挙規定を「時代に適応した形に改正」するものであること、改正案の文言は総務省ウェブサイト掲載の文章を参考にしたこと、江東区のほとんどの町会が、選挙ではなく互選を採用していること、債務者でも過去70年間で1回しか選挙が行われていないことが説明されていた。また、同告知には、会則改正案は添付されていたものの、改正前会則や新旧対照表は添付されていなかった（甲9）。

ウ 第70回定期総会当時の新型コロナウイルス感染症の状況

東京都においては、第70回定期総会の頃、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた。内閣総理大臣は、令和2年4月7日、東京都を含む地域に、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、単に「緊急事態宣言」という。）をし、同宣言は同年5月25日に解除されるまで継続された。

このような状況のもとで、同年4月8日、江東区は、区内の町会等の長に対し、事務委託料請求に際しては総会で承認された決算書等の提出が必要となることに関連して、令和2年度の総会の実施方法は、規模縮小、委任状、稟議等による承認など、各町会等の状況に応じて柔軟に対応するよう要請する文書を発出した（乙1）。また、同区では、遅くとも同年9月24日以降、区内の町会からの問合せに対し、書面評決や委任状の例示ができるよう準備していた（乙2）。

エ 改正前会則の会員への配布等に関する状況

改正前会則は、平成8年頃、債務者の50周年記念誌に掲載されて当時の会員に配布されたほか、豊洲町内の集合住宅が債務者に加入した際には、その時点での管理組合理事長に対して交付されていた（甲61・8頁、甲62・6頁）。一

方で、個別の会員は、債務者の事務所を訪れることで改正前会則を閲覧することができたことはうかがわれるものの（甲62・6頁），第70回定期総会の時点で、改正前会則の内容を容易に確認することができたとは認め難い。

（3）第70回定期総会後の経緯

5 ア 第71回定期総会における会則の改正

債務者は、令和3年5月30日、参集方式にて、第71回定期総会を開催した。同総会においては、債務者側から、第6号議案として、債務者の会則及び選挙規定の改正が提案され、債務者は、同案が賛成多数により可決されたと判断した。同改正案においては、会長及び会計監査の選任方法についても改正されており、会長は、任期満了時の役員による互選又は推薦により候補者を選任し、総会で承認を得る（11条1項）、会計監査は、副会長等の他の役員と同様、会長が任命及び罷免する（同条2項）とされていた（甲40、46）。

佐伯は、同年6月1日、債務者の会長として、第71回総会改正に係る議案が可決されたことを含め、第71回定期総会の結果報告を配布した。その上で、佐伯は、「皆様からのご意見・ご質問について、お答えいたします」として、債務者の会長及び会計監査の選任方法を選挙から互選に改めた理由を問う質問に対し、豊洲町会発足以来平成31年までの70年間、会長及び会計監査が選挙で選ばれたことはなく、互選によって決定されていたのであるから、この間も互選による選任は会員らからも承認されていた旨回答した（甲46・7頁）。

20 イ 第1回臨時総会の告知と延期

佐伯は、令和3年6月1日、前記アの第71回定期総会の報告と併せて、同月27日に参集方式にて第1回臨時総会を開催する旨告知した。その上で佐伯は、同総会の趣旨として、債権者らが本件決議の無効を主張していることを踏まえて、第70回総会改正に係る本件議案を遡って追認するものである旨説明した上で、唯一の議案として会則改正を提案し、改正案として、第70回総会改正と概ね同内容の改正案を添付した（甲46・19頁以下）。しかしながら、同総会

は、告知文書に添付された会則改正案に一部誤りがあったこと、及び緊急事態宣言がされたことをそれぞれ理由として2度延期され、本決定時点でも未だ開催されていない（甲53から甲56まで）。

2 争点に対する判断

5 (1) 前記第2の2(1)ア債権者らの主張(ア)a及びcについて

前記1認定事実(1)アのとおり、債務者の改正前会則においては、総会の手続に關し定める規定は少なく、総会を書面方式で開催することができるかどうかは、明文の定めがなかった。そして、書面方式で開催したからといって、総会の運営が民主的になされなかつたということはできないから、総会を書面方式で開催したといふ一事をもつて、直ちに当該総会における議決が全て無効であると認めることはできない。とりわけ、同(2)ウのとおり、第70回定期総会の時点においては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、5月下旬までは東京都内に緊急事態宣言がされていたことや、そのような状況を受けて江東区からは、総会の開催方法につき、「書面評決」を含めて柔軟に対応するよう各町会等の長に要請がなされたことに鑑みれば、総会に多人数が集まることで同感染症の感染が拡大することを防ぐことを目的として、書面方式で総会を開催したこと自体をもつて、決議無効の理由となるものと解するのは相当でない。

その一方で、同(1)アのとおり、債務者は、一定の地域に居住する住民によって構成され、会員相互の親睦を図り、町内の発展に寄与すること等を目的とする権利能力なき社団であつて、その活動内容が同(1)ウのとおりであることに照らせば、公共的な機能を持った準公的団体であるということができる。このような債務者の基本的な性格に加え、現に、改正前会則においては会長が選挙により選任される旨定められていたこと（7条1項）など、民主的な運営の基盤が整備されていたことも考え合わせれば、債務者の運営は民主的になされる必要があったというべきである（地方自治法260条の2第8項参照）。そして、債務者の総会の運営方法につき具体的に定めた法令上又は改正前会則その他の債務者の内部規則上の規

5

定は、同(1)アに挙げた改正前会則の各規定以外には見当たらないものの、総会が全会員により構成される会議体であり、会則の改正を含む債務者の最も重要な事項が決せられる機関であることからすれば、その運営に関しても、民主的になさる必要があり、それが満たされていない場合には、当該総会における決議は無効となると解するべきである。

10

15

その上で、同(1)イのとおり、第70回定期総会より前の債務者の総会は、いずれも参集方式で開催され、書面方式で開催されたことがなかったことにも鑑みると、書面方式で開催される総会が民主的に運営されたと評価するためには、単に形式的に各会員に投票権が与えられていたというだけでは足りず、各会員が十分な情報を得た上で投票態度を決することができるよう、会員に対し、事前に十分な情報が提供される必要があった。特に第70回総会改正に係る本件議案については、債務者の最も重要な規範である会則を大幅に改正するものであり、しかも、会長の民主的基盤及び会計監査の独立性につき少なからぬ変更を加えるものであって、現に、同(2)アのとおり、佐伯は自らの会長としての立場をより安定したものにすることを企図して同議案を提案したことがうかがわれること、さらには、役員会における事前の協議の中でも、これに反対する意見や、慎重な議論を求める意見が提出されていたことに鑑みれば、会員に対し、会則改正の内容、意義及び提案理由について、十分な情報が提供される必要があったというべきである。

20

25

それにもかかわらず、本件議案については、同(2)イのとおり、選挙規定を改正して互選とするとの説明に加え、改正案の添付はあったものの、選出方法が選挙から互選に変更される対象となる役職は記載されていないし、この点以外の改正内容については何ら説明がなされていない。新旧対照表や改正前会則も添付されておらず、同(2)エのとおり個別の会員が改正前会則の内容を確認することが容易であったとは認め難いことからすれば、会員にとって、会則の改正の内容を正確に把握すること自体が容易ではなかったと認められる。また、同(2)イのとおり、上記の選出方法の変更の点については、一応の改正理由の説明があったものの、総会

に先立って役員から呈されていた反対意見に十分応えるものとはいいがたいし、それ以外の点についての改正理由は一切説明されていない。そして、会員は、その内容について何らかの疑問を持ったとしても、それを町会に質問し、投票態度の決定に先立ってその回答を得る機会が与えられていたとはうかがわれない。

5 そうすると、本件議案に関し、会員に対して事前に十分な情報が提供されたとは評価できず、第70回定期総会の運営が民主的にされたとはいえないから、その余の点につき判断するまでもなく、同議案に係る本件決議は無効である。

(2) 前記第2の2(2)ア債務者の主張について

前記(1)のとおり、本件決議は無効であるところ、無効な決議それ自体によって決議の瑕疵が治癒されることはないから、債務者の主張は失当である。

3 結論

以上のとおり、本件決議は無効であり、改正後の会則に基づく債権者桑原の解任及び新たな会計監査の選任はいずれも効力がないから、債権者らはいまだ債務者の会計監査の地位にあり、債務者の会計監査をする権限を有する。そして、債務者が債権者らの地位を否定し、債権者らによる会計監査を拒絶していたことなどからすれば、保全の必要性も認められ、かつ、その申立ての目的を達するため、債務者に対し、債権者らをして、改正前会則に基づく会長及び会計監査の選挙の施行後、同会則に基づく定期総会前に、債務者の会計監査をさせることを命ずる必要性も認められる。

20 よって、被保全権利及び保全の必要性の疎明があるから、原決定を認可することとし、主文のとおり決定する。

令和3年10月14日

東京地方裁判所民事第9部

これは謄本である。

令和3年10月14日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 田 村 文 久

